



平成 24 年 3 月 5 日

各 位

会社名 明星電気株式会社  
代表者名 代表取締役社長 上澤 信彦  
(コード番号 6709 東証第2部)  
問合せ先 常務取締役 小谷雅博  
(TEL 03-3814-5115)

第一種優先株式の取得日および消却日変更のお知らせ

当社は、平成 24 年 2 月 23 日付「第一種優先株式の取得および消却に関するお知らせ」にて、平成 24 年 2 月 23 日開催の取締役会において当社が発行する第一種優先株式について、平成 24 年 3 月 9 日付で普通株式と引換えに第一種優先株式の全部を取得し、同日付で全部を消却することを決議した旨お知らせいたしました。本日、上記取得および消却の効力発生日の変更を決議いたしましたので下記のとおりお知らせします。

記

【平成 24 年 2 月 23 日開示内容の変更箇所（下線部分）】

1. 対象となる株式の種類及び数

(1) 取得する株式と数

第一種優先株式 3,537,735 株

(2) 普通株式と引換えに第一種優先株式を取得する日（強制取得日）

平成 24 年 3 月 21 日 (変更前 平成 24 年 3 月 9 日)

(3) 第一種優先株式を取得するのと引換えに交付される普通株式数

第一種優先株式 1 株の払込金相当額を強制取得日に先立つそれぞれ 30 取引日、60 取引日および 90 取引日（終値のない日数を除く。）の株式会社東京証券取引所における当社の普通株式の普通取引の毎日の終値（気配表示を含む。）の平均値（円位未満小数第 2 位まで算出し、その小数第 2 位を四捨五入する。）のうち、いずれか低い価額で除して得られる数の普通株式を交付いたします。交付すべき普通株式のうち、1 株に満たない端数については会社法第 234 条に従ってこれを取り扱います。

2. 第一種優先株式の消却

平成 24 年 3 月 21 日に取得する第一種優先株式は、同日付で消却します。

(変更前 平成 24 年 3 月 9 日)

【変更理由】

社債、株式等の振替に関する法律第 161 条第 2 項の規定による公告手続きが遅れたため。

以上